



まちづくりの基本理念(目標)は

市民の安全と健康、福祉向上のまち



まちと市民の将来にとって重要な「野洲市まちづくり基本条例」の制定が予定されています。日本共産党は、よりよい条例の制定へ市民のみなさんとともに考えたいと思います。ご意見をお寄せください。

来年の3月議会に条例案の提案が予定されています

まちと市民の将来大いに議論しましょう

「地方自治の憲法」といわれる「野洲市まちづくり基本条例」(以下、「基本条例」)制定のための検討がすすめられてい

ます。市では、12月中旬にも、「野洲市まちづくり基本条例検討委員会」から

答申を受け、来年の3月定例市議会に提案を行います。

「基本条例」は、住民自治を基本に野洲市のまちづくりを推進するうえで

重要な方針となります。それだけに、市民・行政・議会が一体となって議論することが必要です。

「基本条例」の策定については、合併後の平成17年に「市民活動促進委員会」が設置され、また、平成18年度には、「条例検討委員会」が設置され、

これまで、委員のみなさんによる精力的な協議が行われてきました。その結果、この程、検討委員会から「条例骨格案」が示されました。

これによると基本条例の骨格案の構成は、まちづくりの方針・目標、それを担う主体、推

進するための市民の権利

と参加などが骨子となっ

ています。

「まちづくりの基本方針・目標は市民の置かれている現状から

全国的に「住民自治基本条例」を策定する自治体が増加しています。そのなかで最も大事なものが、その自治体の将来方向を定める「まちづくりの方針・目標」となります。

野洲市まちづくり検討委員会が明らかにした骨格案では、野洲市の方針・目標を「人権と環境を土台に生きる意味が実感できる地域社会づくり」としています。「人権・環境」はこれまでの市民・行政で取り組んできた課題でもあります。

今後の議論で、今日、市民を取り巻く現状から、「市民の安全と健康を守り、福祉の向上に努める」という地方自治の理念が、どのように位置付けられるのかが注目されます。

「まちづくりの中心(主体)は住民自治を形成する市民で

骨格案では、まちづくりの方針・目標を推進す

るにあたり、「まちづくりを担う主体」は、市民・自治会・事業者、そして、行政や市議会であるとしています。

そのなかで、骨格案では「市民とは」の定義をおこなっています。これによると、「市内に住所を有するもの、働く人・学び人、市に関わり活動する人・団体」に加え、「市内の事業者(企業)」を定義付けしています。

今後、制定される条例の方針と目的に沿って、企業が社会的責任を負い、行政や市民活動に協力することは当然ですが、営利を目的とする企業を市民と并列において、行政の政策の形成に参加することは、住民自治の原則に反するのではないのでしょうか。大いに検討すべき課題と考えま

す。

重要な意思の決定は、市民の参加と権利を保障しこそ

まちづくりの方針・目標、これを推進する主体とともに、これを保障する市民への情報と参加の権利も重要な課題です。

骨格案では、行政情報

を知る権利や個人情報の保護とともに、まちづくりの参加権を規定しています。

この中で、市の重要事項について、市民の意思を確認するための住民投票の実施がうたわれました。住民投票の投票権は「16歳以上」とされ注目されています。この16歳の規定は、意思決定が可能であり参画の権利を有すると考えます。



やす民報

日本共産党野洲市委員会
2006年11月12日 103

暮らしのご相談、ご要望
お寄せください

市会議員 小菅六雄 (電話) 589-4971 (FAX) 589-6184
(メール) shgdy177@ybb.ne.jp (HP) <http://www.yasusigi.net/~kosuga/>
市会議員 野並享子 (電話) 587-0985 (FAX) 586-1102
(メール) no73kyo ko@yahoo.co.jp (HP) <http://www.yasusigi.net/~nonami/>